

第3章 計画の基本方針

〔基本方針 1〕

年齢・性・就労状況等に配慮したがん患者やその家族の方々の視点に立ったがん対策の推進

がんは小児期から全ての世代で発症し、一生のうちに約2人に1人が罹ると言われており、年齢とともにその罹患及び死亡率は上昇します。

がん医療の進歩により、がんは病状によっては治癒できるようになり、がん診療連携拠点病院等を中心として、緩和ケア[※]を始め、放射線療法や化学療法[※]の進歩により、外来での治療が可能となってきました。

しかしながら、これまでのがん対策は、ともすれば医療や支援を提供する側の視点を中心に取られてきましたので、今後は医療を受ける立場にあるがん患者とその家族の視点に立ってがん対策を行っていく必要があります。年齢や性別、就労といった、抱える背景が異なる個々人の立場に配慮した、個別の対策を行う必要があります。

例えば、性において、女性は、女性特有の悩みで医療機関を受診する際に躊躇する場合もあり、30歳代から罹患が増加する女性特有のがんである乳がんと子宮頸がんの検診や医療機関等を受診しやすくするなどの環境の整備に取り組む必要があります。

また、年齢において、特に小児がんは、小児は成長段階であるという特徴を踏まえ、本人家族に対する適切な療育・教育環境等の整備や、入院中だけでなく退院後の不安などに対する相談支援体制の整備など、小児がん患者やその家族が安心して医療や支援を受けられる体制が必要です。

同様に、就労に関しては、がんを罹患することにより、離職せざるを得ない場合もあり、新たな社会問題となってきました。働く世代のがん患者が、外来でのがん治療により就労との両立を継続し、家族を支えることができる医療体制づくりを進めていくことが重要です。

以上より、本県においては、今後のがん対策の課題として、がん患者やその家族の立場に配慮したがん対策を推進するため、**基本方針の1に「年齢・性・就労状況等に配慮したがん患者やその家族の方々の視点に立ったがん対策の推進」**を掲げます。

〔基本方針 2〕

県内どこに住んでいても病状に応じた適切ながん治療や緩和ケアを受けられるがん対策の推進

県内におけるがん医療の均てん化を推進してきた結果、本県のがん医療はがん診療連携拠点病院を中心として発展してまいりました。

これからのがん医療は、従来までの入院治療だけでなく、外来でがん治療を行うことに重きが置かれるようになってきています。

このため、外来で放射線療法、化学療法及び緩和ケアを受けられる体制の整備、充実が必要となってきました。特に、外来での化学療法と緩和ケアに関しては、地域の医療機関でも行われる必要があります。

県内どこに住んでいても病状に応じた適切ながん治療や緩和ケアを、身近な医療機関におい

て外来で受けられる体制を整備するため、がん診療連携拠点病院及びがん医療を行う医療機関の更なる均てん化の推進が重要となります。

また、こうした外来でのがん治療を推進するためには、がんと診断された時から身体的及び精神的な痛みに対して、治療、進行・再発など様々な状況に応じて適切な緩和ケアを行い、がん患者だけでなくその家族の療養生活の質の維持向上を図ることが重要です。

以上より、**基本方針の2**に「**県内どこに住んでいても病状に応じた適切ながん治療や緩和ケアを受けられるがん対策の推進**」を掲げます。

〔基本方針 3〕

がんの正しい知識の普及啓発・教育を通じて、がんの予防・早期発見を進めるがん対策の推進

がんによる死亡者を減らすには、まずはがんにならないように気をつけることが大切です。

がん罹患しないためには、県民それぞれが、がんがどのような病気であるかを知ることが重要です。これらの知識や情報を正しく知ることにより、喫煙や食事、運動といった生活習慣に配慮し、がんを県民自ら予防することが可能となります。

また、がんの正しい知識を習得することにより、がんに対する偏見を減らし、がんになってもあわてず、がんと向き合う姿勢を養うとともに、働きながらがんの治療を受ける従業員に対する事業主などの理解の促進につなげることが可能となります。

一方、がんを早期発見するためには、適切ながん検診の受診が重要であり、がんを早期発見できれば、がんによって死に至る危険性を低下させることが可能であることを周知していく必要があります。

以上より、**基本方針の3**に「**がんの正しい知識の普及啓発・教育を通じて、がんの予防・早期発見を進めるがん対策の推進**」を掲げます。

〔基本方針 4〕

がんの研究等を踏まえたがん対策の推進

がん対策を推進するためには、がん情報の構築を目的としているがん登録等の科学的根拠に基づいた情報を活用し、がんの実態を正確に把握することが重要です。

また、将来のがん対策を進めるために、がんの研究を推進していく必要があります。

研究により得られたこのような科学的根拠に基づく情報を、子ども、大人、がん患者及びその家族それぞれの立場に合わせて、適切に提供していくことが必要と考えます。

以上より、**基本方針の4**に「**がんの研究等を踏まえたがん対策の推進**」を掲げます。

本計画では、以上の4つの基本指針のもと、第5章に掲げる個別目標及び施策を推進することとしました。